

## 新潟県SDGs推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成に向け、県施策の総合的推進を図るため、新潟県SDGs推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (推進本部の所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) SDGsの理念の普及に関すること。
- (2) SDGsの達成に向けた取組の推進に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、第1条の目標を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (運営等)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。

### (幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部会議に付すべき事項についてあらかじめ検討するほか、本部長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、知事政策局政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営及び活動に必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表1（第3条関係）

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	行財政改革監 知事政策局長 総務部長 環境局長 防災局長 福祉保健部長 産業労働部長 観光文化スポーツ部長 農林水産部長 農地部長 土木部長 交通政策局長 出納局長 病院局長 企業局長 議会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 労働委員会事務局長 教育長 警察本部長

別表 2 (第 5 条関係)

<p>幹事長</p>	<p>知事政策局政策統括監</p>
<p>幹事</p>	<p>総務部政策監  環境局政策監  防災局政策監  福祉保健部政策監  産業労働部政策監  観光文化スポーツ部政策監  農林水産部政策監  農地部政策監  土木部政策監  交通政策局政策監  出納局管理課長  病院局次長  企業局次長  議会事務局次長  人事委員会事務局総務課長  監査委員事務局次長  労働委員会事務局総務課長  教育庁政策監  警察本部警務部警務課長</p>